# 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第2項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年8月9日

【四半期会計期間】 第13期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

【会社名】 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社

【英訳名】Morgan Stanley MUFG Securities Co., Ltd.【代表者の役職氏名】代表取締役社長ジョナサン・キンドレッド

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目9番7号

大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

【電話番号】 03-6836-5000

【事務連絡者氏名】 取締役 佐藤 保雄

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目9番7号

大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

【電話番号】 03-6836-5000

 【事務連絡者氏名】
 取締役 佐藤 保雄

 【縦覧に供する場所】
 該当事項はありません。

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1【主要な経営指標等の推移】

(1)提出会社の経営指標等

回次		第12期 第1四半期累計期間	第13期 第1四半期累計期間	第12期
会計期間		自平成28年4月1日 至平成28年6月30日	自平成29年4月1日 至平成29年6月30日	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日
営業収益	(百万円)	34,276	27,856	126,335
純営業収益	(百万円)	26,336	20,520	103,526
経常利益	(百万円)	12,386	6,475	42,506
四半期(当期)純利益	(百万円)	8,237	4,562	29,017
資本金	(百万円)	62,149	62,149	62,149
発行済株式総数	(株)	100,000	100,000	100,000
純資産額	(百万円)	155,025	165,859	166,587
総資産額	(百万円)	5,876,031	8,306,782	7,323,971
1株当たり配当額	(円)	-	-	163,910.00
1株当たり四半期(当期)純利 益金額	(円)	93,063.34	51,548.05	327,815.04
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	2.6	1.9	2.2

<sup>(</sup>注)潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

# 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、日本における当グループ(当社、当社の親会社(モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社)およびその子会社)が営む事業の内容に重要な変更はありません。

# 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に異常な変動等はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載をした「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、該当事項はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載のうち将来に関する事項は、当第1四半期会計期間末現在において当社が判断したものであります。 (業績の状況)

当第1四半期累計期間の営業利益は64億8千6百万円(前年同四半期比47%減)、経常利益は64億7千5百万円(同48%減)、四半期純利益は45億6千2百万円(同45%減)となりました。

#### 損益の経過

# 受入手数料

### 委託手数料

株式にかかる委託手数料 2 億 9 千 1 百万円(前年同四半期比15%減)、債券にかかる委託手数料 2 百万円(同61%減)、合計で 2 億 9 千 3 百万円(同16%減)を計上しました。

## 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式部門では1億2千3百万円(前年同四半期比41%減)、債券部門では2千4百万円(同86%減)の手数料を計上しました。これにより合計で1億4千8百万円(同61%減)の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料を計上しました。

### 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

株式部門で4億7千万円(前年同四半期計上無し)、債券部門では2百万円(前年同四半期計上無し)の 手数料を計上しました。これにより合計で4億7千2百万円(前年同四半期計上無し)の募集・売出し・特 定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料を計上しました。

# その他の受入手数料

その他の受入手数料として、株式関連業務117億1千3百万円(前年同四半期比23%増)、債券関連業務74億6千2百万円(同38%減)を主として、197億3千1百万円(同12%減)を計上しました。

以上により合計で206億4千5百万円(前年同四半期比11%減)の受入手数料を計上いたしました。

### トレーディング損益

株券等トレーディングでは34億3千2百万円の利益(前年同四半期27億6百万円の利益)を、債券等トレーディングでは2千2百万円の損失(前年同四半期43億8千4百万円の利益)を、その他のトレーディングでは5千9百万円の損失(前年同四半期7千4百万円の損失)を計上し、合計で33億5千万円の利益(前年同四半期70億1千6百万円の利益)を計上しました。

### 金融収支

金融収益は有価証券貸借取引収益14億8千万円(前年同四半期比45%減)、受取利息22億8千9百万円(同66%増)を主として、38億6千万円(同5%減)を、金融費用は有価証券貸借取引費用43億3千2百万円(同12%減)、支払利息9億7千9百万円(同12%減)を主として、73億3千6百万円(同8%減)を計上し、金融収益から金融費用を差し引いた金融収支は34億7千6百万円の損失(前年同四半期38億6千1百万円の損失)となりました。

### 販売費・一般管理費

グループ会社間における配賦費用46億1千7百万円(前年同四半期比11%増)、人件費54億7千8百万円(同13%減)、取引関係費23億7千2百万円(同35%増)等、合計で140億3千3百万円(同0%減)を計上しました。

四半期報告書

#### 営業外損益

営業外収益は5百万円(前年同四半期比95%減)を計上し、営業外費用は1千6百万円(同323%増)を計上しました。

### 特別損益

当四半期累計期間は特別損益を計上しておりません。

なお、当社の報告セグメントは、「法人・機関投資家向け証券業務」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

#### (財政状態)

### 資産の部

流動資産は8兆3,023億9千4百万円(前事業年度末比13%増)となりました。これは主に有価証券担保貸付金の増加によるものであります。

固定資産は43億8千7百万円(前事業年度末比4%減)となりました。

以上の結果、当第1四半期会計期間末の総資産は8兆3,067億8千2百万円(前事業年度末比13%増)となりました。

#### 負債の部

流動負債は7兆7,311億2千4百万円(前事業年度末比12%増)となりました。これは主に有価証券担保借入金の増加によるものであります。

固定負債は3,993億3千3百万円(前事業年度末比49%増)となりました。これは主に関係会社長期借入金の増加によるものであります。

特別法上の準備金は、当第1四半期累計期間における追加計上はありません。

以上の結果、当第1四半期会計期間末の負債合計は8兆1,409億2千3百万円(前事業年度末比14%増)となりました。

#### 純資産の部

純資産は1,658億5千9百万円(前事業年度末比0%減)となりました。これは主に剰余金の配当による利益剰余金の減少、四半期純利益による利益剰余金の増加によるものであります。

### (業務上及び財政上の対処すべき課題)

平成28年12月16日に金融庁が金融商品取引法第159条第2項第1号の規定の違反を理由として当社に対して課徴金納付命令を課した事案(以下、「本件事案」といいます。)に関して、平成29年7月19日、 株式会社東京証券取引所は、平成29年7月31日から同年8月2日までの間の株式統括本部株式トレーディング本部の自己勘定による同取引所市場における有価証券の売買(ただし、既往の契約の履行に伴う売買等、同取引所が個別に認めたものを除く。)の停止及び過怠金8,000万円の賦課、 株式会社大阪取引所は戒告、 日本証券業協会は過怠金2,000万円の賦課を、それぞれ当社に対し命じました。当社は当該賦課命令と同日付で、当該各過怠金を全額納付いたしました。

当社は、本件事案が発生したことを真摯に受け止め、同様の事案が起こらないよう内部管理体制の強化に注力してまいりました。当社は、引き続き法令及び行動規範の遵守に深くコミットしていく所存です。

# 第3【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

# (1)【株式の総数等】

### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
W種種類株式	199,900
X種種類株式	49
Y種種類株式	51
Z種種類株式	200,000
計	400,000

### 【発行済株式】

種類	当第1四半期会計期間末 現在株式数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
W種種類株式	99,900	99,900	非上場	(注)
X種種類株式	49	49	非上場	(注)
Y種種類株式	51	51	非上場	(注)
計	100,000	100,000	-	-

- (注) 当社の株式を譲渡または譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。
- (注) 各種類株式の概要は以下のとおりであります。
  - <種類株式Wの内容>

### (議決権)

- 1.種類株式Wは、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。
- 2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合 を除き、種類株式Wの種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

### (剰余金配当請求権)

種類株式W一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額は、種類株式X一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額と同額とし、配当の順位は同順位とします。

### <種類株式 X の内容 >

### (議決権)

種類株式Xは、株主総会において、一株につき一個の議決権を有します。

### (剰余金配当請求権)

種類株式X一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額は、種類株式W一株当たりの剰余金の配当または中間配当の額と同額とし、配当の順位は同順位とします。

# (取締役の選解任権)

種類株式 の株主(以下「種類株主X」といいます。)は、種類株主Xを構成員とする種類株主総会(以下「種株主総会」といいます。)において、取締役を4名まで選任することができます。X種株主総会において選任された取締役の解任は、法令に別段の定めがある場合を除き、X種株主総会の決議により行います。(拒否権)

- 1.次の各号に掲げる事項は、法令、定款または取締役会規則に従い必要とされる株主総会または取締役会の決議のほか、X種株主総会の決議を要するものとします。
  - (1) 定款または取締役会規則の改定、変更または廃止
  - (2)発行可能株式総数の変更、株式分割、株式併合、株式等(株式その他の持分(名称および議決権の有無を問いません。)または新株予約権、オプション、ワラントその他の株式その他の持分への転換若しくは交換が可能な、若しくはそれらの取得権が付された、有価証券もしくは権利をいいます。以下同じ)の発行(自己株式の処分を含みます。)

- (3) 合併、会社分割、株式交換、株式移転その他他の会社等との経営統合
- (4) 重要な組合契約、合弁契約、業務提携契約、損益共通契約またはマネジメント契約の締結、変更、更新または解約
- (5)他の会社等の事業の全部若しくは重要な一部または株式その他の持分の取得、賃貸または処分(単一の取引によるか複数の取引によるかを問いません。ただし、通常業務の範囲内で行われる場合を除きます。)
- (6)解散または特別清算、破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他の倒産法に基づく手続の申立 て、または、第三者による申立てへの同意
- (7) 当社子会社による第2号(当社の完全子会社が当社または当社の他の完全子会社に対して株式等を発行する場合を除きます。)から第6号までに掲げる行為を当該子会社の株主総会での議決権行使その他の方法により承認することの決定
- 2.前項において「子会社」とは、ある者(法人、組合、有限責任会社、社団(法人格の有無は問いません。)、信託その他の法人、組織等を含みます。以下同じ)に関し、 その時点において通常の状況で、取締役の選任に際して議決権を行使できる発行済株式の少なくとも過半数の議決権が、直接または間接に、その者により、その者およびその者の一若しくは二以上の子会社によりまたはその者の一若しくは二以上の子会社により所有されている法人、 その他の者(法人を除きます。)で、その時点において通常の状況で、少なくとも過半数の議決権持分が直接または間接に、その者により、その者およびその者の一若しくは二以上の子会社によりまたはその者の一若しくは二以上の子会社により所有または支配されている者、 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の修正を含みます。)第8条第3項において子会社とされる事業体、または 米国1956年銀行持株会社法およびその下位規則において子会社とされる事業体を意味し、「完全子会社」とは、ある者またはその者の他の完全子会社のみが自己資本(株式、組合持分、出資証券またはその他の単位であるかを問いません。)を保有する者を意味します。

### <種類株式Yの内容>

#### (議決権)

- 1.種類株式 Y は、株主総会において、一株につき一個の議決権を有します。
- 2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合 を除き、種類株式Yの種類株主(以下「種類株主Y」といいます。)を構成員とする種類株主総会の決 議を要しません。

### (剰余金配当請求権)

種類株式Yは、剰余金の配当および中間配当金の配当を受ける権利を有しません。

### (取締役の選解任権)

種類株主Yは、種類株主Yを構成員とする種類株主総会(以下「Y種株主総会」といいます。)において、 取締役を6名まで選任することができます。Y種株主総会において選任された取締役の解任は、法令に別段の 定めがある場合を除き、Y種株主総会の決議により行います。

### <種類株式Zの内容>

### (議決権)

- 1.種類株式 Z は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。
- 2. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合 を除き、種類株式Zの種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

### (剰余金配当請求権)

種類株式Zは、剰余金の配当および中間配当金の配当を受ける権利を有しません。

### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

# (4)【ライツプランの内容】該当事項はありません。

# (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成29年4月1日~		100,000		62,149		16,849
平成29年6月30日	-	100,000	-	62,149	ı	10,049

### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

### (7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	W種種類株式 99,900	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	X種種類株式 49	X種種類株式 49	(注)2
元主議/大催休式(ての他) 	Y種種類株式 51	Y種種類株式 51	(Æ) Z
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	100,000	-	-
総株主の議決権	-	100	-

- (注) 1 「無議決権株式」には、当社保有の自己株式11,430株が含まれております。また、W種種類株式の内容は 「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。
  - 2 X種種類株式およびY種種類株式の内容は「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

## 【自己株式等】

平成29年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目9番7号大手町 フィナンシャルシティ サウスタワー	11,430	-	11,430	11.43
計	-	11,430	-	11,430	11.43

<sup>(</sup>注) 上記は、無議決権株式の区分におけるW種種類株式に含まれます。

# 2【役員の状況】

平成29年6月29日付の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

# 第4【経理の状況】

# 1 四半期財務諸表作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)ならびに同規則第54条及び第73条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

# 3 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、営業収益、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいため四半期連結財務諸表は作成しておりません。なお、資産基準、営業収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準 0.0% 営業収益基準 0.0% 利益基準 0.0% 利益剰余金基準 0.1%

# 1【四半期財務諸表】

# (1)【四半期貸借対照表】

		,
	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当第 1 四半期会計期間 (平成29年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	295,525	411,063
預託金	9,454	7,934
顧客分別金信託	9,339	7,819
その他の預託金	115	115
トレーディング商品	1,443,936	1,465,421
商品有価証券等	975,708	972,399
デリバティブ取引	468,228	493,021
営業投資有価証券	405	405
約定見返勘定	-	161,529
信用取引資産	19,502	20,499
信用取引借証券担保金	19,502	20,499
有価証券担保貸付金	5,372,705	5,947,690
借入有価証券担保金	4,503,066	5,624,973
現先取引貸付金	869,638	322,716
立替金	1,317	3,777
顧客への立替金	1,317	3,777
その他の立替金	0	0
短期差入保証金	152,654	268,226
信用取引差入保証金	5,850	6,139
先物取引差入証拠金	1,417	6,270
その他の差入保証金	145,386	255,816
有価証券等引渡未了勘定	39	377
支払差金勘定	-	314
前払金	0	50
前払費用	379	352
未収入金	1,073	106
未収収益	19,928	12,525
繰延税金資産	2,481	2,110
その他の流動資産	0	9
流動資産計	7,319,404	8,302,394
固定資産		
有形固定資産	107	107
器具備品	107	107
投資その他の資産	4,459	4,279
投資有価証券	413	413
出資金	0	0
長期差入保証金	652	549
繰延税金資産	3,383	3,306
その他	9	9
固定資産計	4,567	4,387
資産合計	7,323,971	8,306,782
		, , ,

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当第1四半期会計期間 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	1,390,606	1,374,722
商品有価証券等	1,093,653	1,069,091
デリバティブ取引	296,953	305,631
約定見返勘定	137,072	-
信用取引負債	17,227	15,915
信用取引貸証券受入金	17,227	15,915
有価証券担保借入金	4,943,002	5,894,224
有価証券貸借取引受入金	2,425,804	3,097,466
現先取引借入金	2,517,197	2,796,757
預り金	5,533	12,620
顧客からの預り金	3,599	8,136
その他の預り金	1,934	4,484
受入保証金	272,077	332,602
信用取引受入保証金	5,509	4,359
先物取引受入証拠金	-	5
その他の受入保証金	266,567	328,237
有価証券等受入未了勘定	77	86
受取差金勘定	272	-
短期借入金	-	9,000
関係会社短期借入金	1,408	258
一年内返済予定の長期借入金	50,975	43,990
一年内返済予定の関係会社長期借入金	30,000	30,000
未払金	110	282
未払費用	21,690	16,008
未払法人税等	8,930	1,385
その他の流動負債	223	26
流動負債計	6,879,208	7,731,124
固定負債		
社債	45,485	63,785
長期借入金	74,000	87,000
関係会社長期借入金	147,700	248,274
出向者費用引当金	234	51
その他の固定負債	291	223
固定負債計	267,710	399,333
特別法上の準備金	2 7.12	,000
金融商品取引責任準備金	10,454	10,454
その他特別法上の準備金	10	10
特別法上の準備金計	10,464	10,464
負債合計	7,157,384	8,140,923
只以口叫	1,101,304	0,140,923

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成29年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	62,149	62,149
資本剰余金	96,849	96,849
資本準備金	16,849	16,849
その他資本剰余金	80,000	80,000
利益剰余金	43,592	42,864
その他利益剰余金	43,592	42,864
繰越利益剰余金	43,592	42,864
自己株式	36,004	36,004
株主資本合計	166,587	165,859
純資産合計	166,587	165,859
負債・純資産合計	7,323,971	8,306,782

# (2)【四半期損益計算書】 【第1四半期累計期間】

	前第1四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)
営業収益		
受入手数料	23,181	20,645
委託手数料	349	293
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘 等の手数料	383	148
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等 の取扱手数料	-	472
その他の受入手数料	2 22,448	2 19,731
トレーディング損益	7,016	3,350
株券等トレーディング損益	2,706	3,432
債券等トレーディング損益	4,384	22
その他のトレーディング損益	74	59
金融収益	4,078	3,860
営業収益計	34,276	27,856
金融費用	7,939	7,336
純営業収益	26,336	20,520
販売費・一般管理費		
取引関係費	1,762	2,372
人件費	1 6,278	1 5,478
不動産関係費	1,162	1,127
事務費	24	36
租税公課	533	264
グループ会社間における配賦費用	4,178	4,617
その他	104	136
販売費・一般管理費計	14,044	14,033
営業利益 _	12,292	6,486
営業外収益	97	5
為替差益	96	-
その他	1	5
営業外費用 _	3	16
経常利益 -	12,386	6,475
税引前四半期純利益	12,386	6,475
法人税、住民税及び事業税	4,425	1,463
法人税等調整額	277	449
四半期純利益	8,237	4,562

#### 【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

1. 人件費の主な内容

人件費には主な項目として、グループ会社間の請求に基づく人件費が前第1四半期累計期間において6,111百万円、当第1四半期累計期間において5,171百万円含まれております。

そのうちモルガン・スタンレー・グループ株式会社からの請求に基づく出向者人件費負担額は、前第1四半期累計期間は5,930百万円、当第1四半期累計期間は5,893百万円であり、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

前第1四半期累計期間 当第1四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 (自 平成29年4月1日 至 平成28年6月30日) 至 平成29年6月30日)

従業員給料・報酬相当額5,194百万円5,598百万円福利厚生費相当額436152退職金・退職給付費用相当額299142

2. その他の受入手数料の主な内容

その他の受入手数料には主な項目として、グループ会社間における移転価格手数料が以下のとおり含まれております。

前第1四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 当第1四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

グループ会社間における移転価格手数料

20,654百万円

18,423百万円

\* 移転価格手数料とは、国外関連取引における受取手数料で、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い独立企業間価格として算定されたものであります。

#### (株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

#### 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	種類株式W	利益 剰余金	6,092	68,870	平成28年3月31日	平成28年 6 月30日
平成28年6月29日 定時株主総会	種類株式X	利益 剰余金	3	68,870	平成28年3月31日	平成28年 6 月30日

当第1四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

# 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	種類株式W	利益 剰余金	5,288	59,780	平成29年3月31日	平成29年 6 月30日
平成29年6月29日 定時株主総会	種類株式X	利益 剰余金	2	59,780	平成29年3月31日	平成29年 6 月30日

#### (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費の計上はありません。

#### (金融商品関係)

前事業年度末及び第1四半期会計期間末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について主なものは次のとおりです。

前事業年度(平成29年3月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	295,525	295,525	-
(2)トレーディング商品(商品有価証券等)	975,708	975,708	-
(3)有価証券担保貸付金	5,372,705	5,372,705	-
(4)短期差入保証金	152,654	152,654	-
資産計	6,796,592	6,796,592	-
(5)トレーディング商品(商品有価証券 等)	1,093,653	1,093,653	-
(6)約定見返勘定	137,072	137,072	-
(7)有価証券担保借入金	4,943,002	4,943,002	-
(8)受入保証金	272,077	272,077	-
(9) 関係会社短期借入金	1,408	1,408	-
(10) 一年内返済予定の長期借入金	50,975	51,020	44
(11) 一年内返済予定の関係会社長期借入金	30,000	30,076	76
(12) 社債	45,485	47,405	1,920
(13)長期借入金	74,000	71,348	2,651
(14) 関係会社長期借入金	147,700	148,146	445
負債計	6,795,374	6,795,210	163
(15)デリバティブ取引	171,054	171,054	-
デリバティブ取引計	171,054	171,054	-

- (1) 現金・預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (2)トレーディング商品(商品有価証券等)の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。
- (3) 有価証券担保貸付金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (4)短期差入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (5)トレーディング商品(商品有価証券等)の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。
- (6) 約定見返勘定は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (7) 有価証券担保借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (8) 受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (9) 関係会社短期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (10) 一年内返済予定の長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (11) 一年内返済予定の関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により 算定しております。

- 四半期報告書
- (12) 社債に組み込まれたデリバティブは区分経理し、貸借対照表計上額を算定しております。社債の時価は区分経理後の将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (13)長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (14) 関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (15) 開示対象としたデリバティブ取引にはヘッジ会計は適用されておりません。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。 デリバティブ取引の時価の算定方法については下記の通りです。

デリバティブ取引の時価の算定方 デリバティブ取引の種類等	時価の算定方法
有価証券指数等先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算指数
有価証券オプション取引(上場)	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
外国市場証券先物取引	主たる外国金融商品取引所が定める清算指数又は証拠金算定基準値段
金利スワップ、金利先渡取引、スワッ プション、CAP、FLOOR その 他	原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート (OIS)を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準にしたディスカウントレートにて受取・支払金額の現在価値を算出した価格
通貨スワップ	原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート (OIS)を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準に、通貨間のクロスカレンシーベーシスを加味した各通貨のディスカウントレートにて受取・支払金額の現在価値を算出し、スポットの為替レートで邦貨換算した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
選択権付債券売買取引	アメリカンとヨーロピアン・オプションとも二項モデルを用いて評価する
国債証券先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算値段
国債証券先物オプション取引	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
直物、先物予約等の為替取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割引き、スポット の為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除し た額
通貨を対象資産とする全ての店頭オプ ション取引	スワップレート、ボラティリティ、コリレーション等を参考に受取 / 支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
TFX、LIFFE等に上場する通貨 先物取引	TFXが定める清算価格 TFX以外の海外金融先物市場に上場されるものについては、各取引所が定め る清算価格に準ずる価格
クレジット・デフォルト・スワップ	対象資産のクレジットスプレッド、リカバリーレートを基に社内モデルにて対象資産のサバイバル確率を導出し、それを用いて個別取引の受取・支払いキャッシュ・フローを計算し、原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート(OIS)を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準にしたディスカウントレートにて現在価値を算出した価格
クレジット・スプレッド・オプション	社内モデルにより導出されたサバイバル確率及びクレジットスプレッドのボラティリティを基にブラックショールズモデルをベースとしたオプションモデルにより算出した価格
バスケット・クレジット・デフォル ト・スワップ、CDO	対象資産のクレジットスプレッド、リカバリーレート、社内モデルにより導出されたサバイバル確率及び対象資産間のベース・コリレーションを基に、リカバリーレートの相関に関する仮定に修正を加えたガウシアン・コピュラ・モデルにより算出した価格
有価証券先渡取引、有価証券店頭オプ ション取引	対象資産価格・ボラティリティ・金利・格付等を基に社内モデルで算出した受 取・支払の現在価値

	I	I	I
	   四半期貸借対照表計上額 	   時価 	差額
(1) 現金・預金	411,063	411,063	-
(2)トレーディング商品(商品有価証券等)	972,399	972,399	-
(3)約定見返勘定	161,529	161,529	-
(4)有価証券担保貸付金	5,947,690	5,947,690	-
(5)短期差入保証金	268,226	268,226	-
資産計	7,760,909	7,760,909	-
(6) トレーディング商品(商品有価証券等)	1,069,091	1,069,091	-
(7)有価証券担保借入金	5,894,224	5,894,224	-
(8) 受入保証金	332,602	332,602	-
(9) 短期借入金	9,000	9,000	0
(10) 関係会社短期借入金	258	258	-
(11) 一年内返済予定の長期借入金	43,990	44,012	21
(12) 一年内返済予定の関係会社長期借入金	30,000	30,095	95
(13) 社債	63,785	67,401	3,616
(14)長期借入金	87,000	83,943	3,056
(15) 関係会社長期借入金	248,274	248,597	323
負債計	7,778,227	7,779,229	1,001
(16) デリバティブ取引	187,376	187,376	-
デリバティブ取引計	187,376	187,376	-

- (1) 現金・預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (2)トレーディング商品(商品有価証券等)の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引 価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。
- (3) 約定見返勘定は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (4) 有価証券担保貸付金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (5) 短期差入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (6)トレーディング商品(商品有価証券等)の時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は店頭取引価格、投資信託については取引所価格もしくは公表されている基準価格によっております。
- (7) 有価証券担保借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (8) 受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。
- (9) 短期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (10) 関係会社短期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (11) 一年内返済予定の長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (12) 一年内返済予定の関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により 算定しております。

- 四半期報告書
- (13) 社債に組み込まれたデリバティブは区分経理し、貸借対照表計上額を算定しております。社債の時価は区分経理後の将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (14) 長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (15) 関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (16) 開示対象としたデリバティブ取引にはヘッジ会計は適用されておりません。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。 デリバティブ取引の時価の算定方法については下記の通りです。

デリバティブ取引の時価の算定方 デリバティブ取引の種類等	時価の算定方法
有価証券指数等先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算指数
有価証券オプション取引(上場)	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
外国市場証券先物取引	主たる外国金融商品取引所が定める清算指数又は証拠金算定基準値段
金利スワップ、金利先渡取引、スワッ プション、CAP、FLOOR その 他	原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート (OIS)を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準にしたディスカウントレートにて受取・支払金額の現在価値を算出した価格
通貨スワップ	原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート (OIS)を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準に、通貨間のクロスカレンシーベーシスを加味した各通貨のディスカウントレートにて受取・支払金額の現在価値を算出し、スポットの為替レートで邦貨換算した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
選択権付債券売買取引	アメリカンとヨーロピアン・オプションとも二項モデルを用いて評価する
国債証券先物取引	主たる金融商品取引所が定める清算値段
国債証券先物オプション取引	主たる金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段
直物、先物予約等の為替取引	受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割引き、スポット の為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除し た額
通貨を対象資産とする全ての店頭オプ ション取引	スワップレート、ボラティリティ、コリレーション等を参考に受取 / 支払金額の将来価値を算出し、各通貨の金利で現在価値に割引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額
TFX、LIFFE等に上場する通貨 先物取引	TFXが定める清算価格 TFX以外の海外金融先物市場に上場されるものについては、各取引所が定め る清算価格に準ずる価格
クレジット・デフォルト・スワップ	対象資産のクレジットスプレッド、リカバリーレートを基に社内モデルにて対象資産のサバイバル確率を導出し、それを用いて個別取引の受取・支払いキャッシュ・フローを計算し、原則として有担保取引についてはオーバーナイトインデックススワップレート(OIS)を基準に、無担保取引についてはLIBORベースのスワップレートを基準にしたディスカウントレートにて現在価値を算出した価格
クレジット・スプレッド・オプション	社内モデルにより導出されたサバイバル確率及びクレジットスプレッドのボラティリティを基にブラックショールズモデルをベースとしたオプションモデルにより算出した価格
バスケット・クレジット・デフォル ト・スワップ、CDO	対象資産のクレジットスプレッド、リカバリーレート、社内モデルにより導出されたサバイバル確率及び対象資産間のベース・コリレーションを基に、リカバリーレートの相関に関する仮定に修正を加えたガウシアン・コピュラ・モデルにより算出した価格
有価証券先渡取引、有価証券店頭オプ ション取引	対象資産価格・ボラティリティ・金利・格付等を基に社内モデルで算出した受 取・支払の現在価値

# (デリバティブ取引関係)

# 1.トレーディングに係るもの

取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は次のとおりであります。

### 通貨関連

前事業年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
	通貨スワップ	6,558,465	25,821	25,821
	為替先渡			
	資産	7,293,492	148,538	148,538
市場取引以外の取引	負債	7,293,538	148,538	148,538
	為替オプション			
	資産	526,792	18,089	24,329
	負債	526,792	18,089	24,329
	合計	22,199,081	25,822	25,822

# 当第1四半期会計期間(平成29年6月30日)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
	通貨スワップ	6,669,033	40,019	40,019
	為替先渡			
	資産	5,667,276	142,902	142,902
市場取引以外の取引	負債	5,667,276	142,902	142,902
	為替オプション			
	資産	545,982	17,191	22,616
	負債	545,982	17,191	22,616
	合計	19,095,550	40,019	40,019

# 金利関連 前事業年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
	債券先物			
市場取引	負債	19,816	20	20
1月2多年入5	金利先物			
	資産	1,576	1	1
	金利スワップ	128,755,509	143,369	143,369
     市場取引以外の取引	店頭債券オプション			
市场取引以外の取引	資産	12,700	17	22
	負債	55,300	0	0
	合計	128,844,902	143,368	143,328

当第1四半期会計期間(平成29年6月30日)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
	債券先物			
	負債	166,064	42	42
	債券オプション			
市場取引	負債	4,520	5	0
	金利先物			
	資産	5,122	0	0
	負債	92,667	0	0
	金利スワップ	133,500,951	142,185	142,185
     市場取引以外の取引	店頭債券オプション			
中塚秋51以外の秋51	資産	28,100	40	31
	負債	7,900	9	9
	合計	133,805,326	142,168	142,164

その他 前事業年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
	株価指数先物			
	資産	57,174	410	410
市場取引	負債	1,062	14	14
	株価指数オプション			
	資産	1,462	2	10
	エクイティースワップ	2,237,247	373	373
	クレジットデフォルトスワッ プ	358,421	0	0
	先渡取引			
   市場取引以外の取引	資産	17,098	3,876	3,876
	負債	22,694	1,649	1,649
	株式オプション			
	資産	40,087	4,803	4,552
	負債	40,085	4,968	4,497
	合計	2,775,334	2,085	2,293

# 当第1四半期会計期間(平成29年6月30日)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
	株価指数先物			
市場取引	資産	22,140	150	150
	負債	38,885	218	218
	エクイティースワップ	2,590,771	1,781	1,781
	クレジットデフォルトスワッ プ	266,041	0	0
	先渡取引			
   市場取引以外の取引	資産	45,659	4,854	4,854
	負債	11,683	1,286	1,286
	株式オプション			
	資産	50,990	5,533	5,085
	負債	50,987	5,607	4,988
	合計	3,077,159	5,206	5,377

# 2.トレーディングに係るもの以外

取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は次のとおりであります。

# 通貨関連

前事業年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
	為替先渡			
市場取引以外の取引	負債	193,307	221	221
	合計	193,307	221	221

# 当第1四半期会計期間(平成29年6月30日)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
	為替先渡			
市場取引以外の取引	資産	4,623	9	9
	負債	33,196	24	24
	合計	37,820	14	14

# (セグメント情報等)

# 【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、「法人・機関投資家向け証券業務」という単一セグメントであるため、セグメント 情報の記載を省略しております。

# (1株当たり情報)

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)		
1 株当たり四半期純利益				
種類株式W	93,063円34銭	51,548円05銭		
種類株式X	93,063円34銭	51,548円05銭		

(注1) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 算定上の基礎は次のとおりであります。

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)
四半期純利益(百万円)	8,237	4,562
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	8,237	4,562
普通株式の期中平均株式数(株)	88,519	88,519
種類株式W	88,470	88,470
種類株式X	49	49

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

# 2【その他】

該当事項はありません。

# 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

# 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

# 第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

# 第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

#### 日経平均株価

当該指数等の情報の開示を必要とする理由

- (1) 当社の発行している有価証券
  - 1. モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 2036年5月9日満期(期間20年) 円建 満期償還時元本確保型 日経平均株価指数連動債券
  - 2 . モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 2021年 5 月10日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デ ジタルクーポン 円建社債
- (2)上記(1)の各社債の償還金額、償還時期および利率については、日経平均株価の水準により決定される。 そのため、日経平均株価についての開示を必要とする。

#### 内容

日経平均株価は、株式会社日本経済新聞社が公表する、東京証券取引所において取引されている225銘柄から構成される株価指数である。

#### ユーロ・ストックス50

当該指数等の情報の開示を必要とする理由

- (1) 当社の発行している有価証券
  - 1 . モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 2021年 3 月 8 日満期 期限前償還条項付 ユーロ・ストックス 50連動 3 段デジタルクーポン 円建社債
- (2)上記(1)の各社債の償還金額、償還時期および利率については、ユーロ・ストックス50の水準により決定される。そのため、ユーロ・ストックス50についての開示を必要とする。

### 内容

ユーロ・ストックス50は、ストックス・リミテッドが公表する、複数のヨーロッパの取引所において取引されている50銘柄から構成される株価指数である。

# 2【当該指数等の推移】

日経平均株価の過去の推移(日経平均株価終値ベース)

(単位:円)

	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
最近5年間の年度別 最高・最低値	最高	10,395.18	16,291.31	17,935.64	20,868.03	19,633.75
AXIO AXIONE	最低	8,295.63	10,486.99	13,910.16	16,795.96	14,952.02

当四半期累計期間の月 別最高・最低値	月別	2017年4月	2017年5月	2017年6月	
	最高	19,289.43	19,961.55	20.230.41	
	最低	18,335.63	19,310.52	19,831.82	

出所:ブルームバーグ・エルピー

(注) 上記の情報は、投資家に対して参考のために記載するものであり、かかる価格の過去の推移は将来の動向を示唆するものではなく、本四半期報告書第二部第3-1、「日経平均株価」の(1)に掲げる社債の時価を示すものでもない。また、過去の上記の期間においてかかる価格が上記のように変動したことによって、かかる価格が上記の社債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。

ユーロ・ストックス50の過去の推移(ユーロ・ストックス50終値ベース)

(単位:ユーロ)

最近 5 年間の年度別 最高・最低値	年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
	最高	2,659.95	3,111.37	3,314.80	3,828.78	3,500.93
	最低	2,068.66	2,511.83	2,874.65	3,007.91	3,384.71

当四半期累計期間の月 別最高・最低値	月別	2017年4月	2017年 5 月	2017年 6 月	
	最高	3,583.16	3,658.79	3,591.82	
	最低	3,409.78	3,559.59	3,441.88	

出所:ブルームバーグ・エルピー

(注) 上記の情報は、投資家に対して参考のために記載するものであり、かかる価格の過去の推移は将来の動向を示唆するものではなく、本四半期報告書第二部第3‐1、「ユーロ・ストックス50」の(1)に掲げる社債の時価を示すものでもない。また、過去の上記の期間においてかかる価格が上記のように変動したことによって、かかる価格が上記の社債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年8月8日

モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社

取 締 役 会 御中

# 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐	藤	嘉	雄	ED
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	正	田		誠	ED
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	野	大	樹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の第1四半期会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に 表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 . X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。